

別記第2 切替要領

1 職務の級の切替え

令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の適用を受ける職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 号給の切替え

前記1により新級が定められる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給と同じ号数の号給とする。

別表 職務の級の切替表

| 給料表 | 旧級 | 新級 |
|-----------|-----|----|
| 教育職給料表(二) | 1級 | 1級 |
| | 2級 | 2級 |
| | 特2級 | 4級 |
| | 3級 | 5級 |
| | 4級 | 6級 |
| 教育職給料表(三) | 1級 | 1級 |
| | 2級 | 2級 |
| | 特2級 | 4級 |
| | 3級 | 5級 |
| | 4級 | 6級 |